

ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

宮城県の最低賃金

お問合せ先 宮城労働局賃金室 (TEL022-299-8841)、または瀬峰労働基準監督署

適用される最低賃金		時間額	効力発生日
宮 城 県 最 低 賃 金		883円	令和4年 10月1日
宮城県 特定最 低賃金	鉄 鋼 業	983円	令和4年 12月15日
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	
	自動車小売業	946円	
注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません			
注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用			

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

■ **業務改善助成金** 生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室 (TEL 022-299-8844)

■ **キャリアアップ助成金** 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター (TEL 022-299-8063)

■ **人材開発支援助成金(人への投資促進コース)** 「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。

お問合せ先 宮城労働局職業対策課助成金センター (TEL 022-299-8063)

労働災害は依然増加

▶令和4年の労働災害(休業4日以上)による被災者数は、1月~10月までで187人と、令和3年同期の139人を48人(+34.5%)上回り、依然として増加しています。

労働災害発生状況 (令和4年10月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	139	187	2,220	3,324
死亡	1	2	9	13

▶こうした中、転倒災害が増加する冬季を迎えます。

【→2面へつづく】

冬季は転倒災害が増加

▶例年、転倒災害は、12月から積雪や凍結した路面で「滑って」発生し始め、1月、2月に多く発生し、3月にも発生が後を絶ちません。▶例年、ほとんどの方が転倒により骨折し1～2か月の休業を余儀なくされています。▶私たちの生活に「歩行」は欠かせません。▶私たちは、①玄関マットを敷いた出入口から雨が降っている屋外への歩行、②雨が降っている歩道を通行中にマンホールの上を歩行、③凍結した横断歩道を通行中に白線部分を歩行、といった比較的「滑りやすい」地面を歩行したとき常に転倒している訳ではありません。▶それは、滑りやすい地面になっても、地面から受ける感触等に応じて歩幅や歩くリズムを自然に変化させているからです。▶しかし、急いでいるときなどは地面に応じて歩幅やリズムを変化させない状態が出現し、その状態のままかかとが地面に接地した瞬間、かかとを通じて踏み込んだ水平力を地面や履物の摩擦では支えきれなくなって「滑り」による転倒が起きます。▶宮城労働局では、令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）までの間、【令和4年度宮城年末年始労働災害防止強化運動】を展開しています。▶この運動期間中はもちろん、その後においても、①予想される寒波などの労働者への事前の周知、②小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けての歩行、③除雪や融雪剤の散布、④出入口等への転倒防止用マットの敷設、⑤照明設備による夜間の照度の確保、⑥転倒の危険を感じた場所の情報収集と労働者への周知といった対策により、冬季等の転倒災害の防止に備えていただきますよう、お願いいたします。

セミナーがあります

宮城働き方改革推進支援センターのQRコード



▶令和4年4月1日から、すべての企業にパワーハラスメント防止対策が義務付けられています。▶瀬峰労働基準監督署では、例年、パワーハラスメントに関する相談が高い割合を占めています。▶12月は職場のハラスメント撲滅月間です。▶宮城労働局では、企業の皆さまを対象に、ハラスメント対策、労働相談の状況、同一労働同一賃金に関するオンラインセミナーを次の日時に開催します。是非ご参加ください。▶申込期限は12月8日（木）です。▶定員は、各回150名（先着順）です。

■ 日 時 令和4年12月15日(木)・12月21日(水)

各回とも13時30分～15時00分

○セミナーへの申込から当日までの流れ

▶①申込メール送信 宮城働き方改革推進支援センターのメールアドレス (support@miyagi-hatarakikata.jp上のQRコード) に必要事項※を入力して送信してください。受付確認の返信メールが送信されます。▶②資料の準備 資料は12月8日までに宮城労働局ホームページ「重要なお知らせ」に掲載しますので、事前にダウンロードする等ご準備ください。（当日は資料を画面に映し出す他、ウェビナーからの閲覧も可能です）▶③開催案内 開催日までに当日使用するログインIDとパスワードがメールで送信されます。▶④説明会当日 開始時刻の15分前に開場します。事前に送信されたログインIDとパスワードを入力の上ご参加ください。

※ 申込メールに入力していただく必要事項

- 件名：「セミナー参加申込」
- ①セミナー名：職場のハラスメント対策等セミナー
 - ②開催日：12月〇日（複数日の入力はできません。）
 - ③企業名：
 - ④所在地(郵便番号)：
 - ⑤所在地(住所)：
 - ⑥連絡先電話番号：
 - ⑦部署・役職名：
 - ⑧氏名(漢字)：（複数名の入力はできません。）
 - ⑨氏名(ふりがな)：
 - ⑩メールアドレス：

【セミナーに関するお問合せ先】

宮城労働局雇用環境・均等室 雇用均等指導員（TEL 022-299-8844）

【申込に関するお問合せ先】

宮城働き方改革推進支援センター（TEL 0120-97-8600）